

建設業の働き方改革の推進 ～適正な工期について～

内閣府沖縄総合事務局 開発建設部
建設産業・地方整備課

建設産業の役割

建設産業の役割

建設産業は、地域のインフラの整備やメンテナンス等の担い手であると同時に、地域経済・雇用を支え、災害時には、最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として、国民生活や社会経済を支える大きな役割を担う

【災害の応急対応】

東日本大震災

○(一社)仙台建設業協会 3月11日地震直後より避難所の緊急耐震診断等を実施。同日午後6時には若林区の道路啓開作業を開始



熊本地震

○(一社)熊本県建設業協会 地震直後より、熊本県との「大規模災害時の支援活動に関する協定」により支援活動を実施



【通行不能の交差点での応急工事】
(国道443号寺迫(益城町))



【道路啓開(倒木、崩壊土砂の撤去)】
(県道45号阿蘇講公園菊池線)

【インフラメンテナンスの必要性】

▼社会資本の老朽化による被害



【ミシシッピ川に係る
高速道路橋の落橋
事故(2007年米ミネソタ州)】
(出典: MN/DOT)



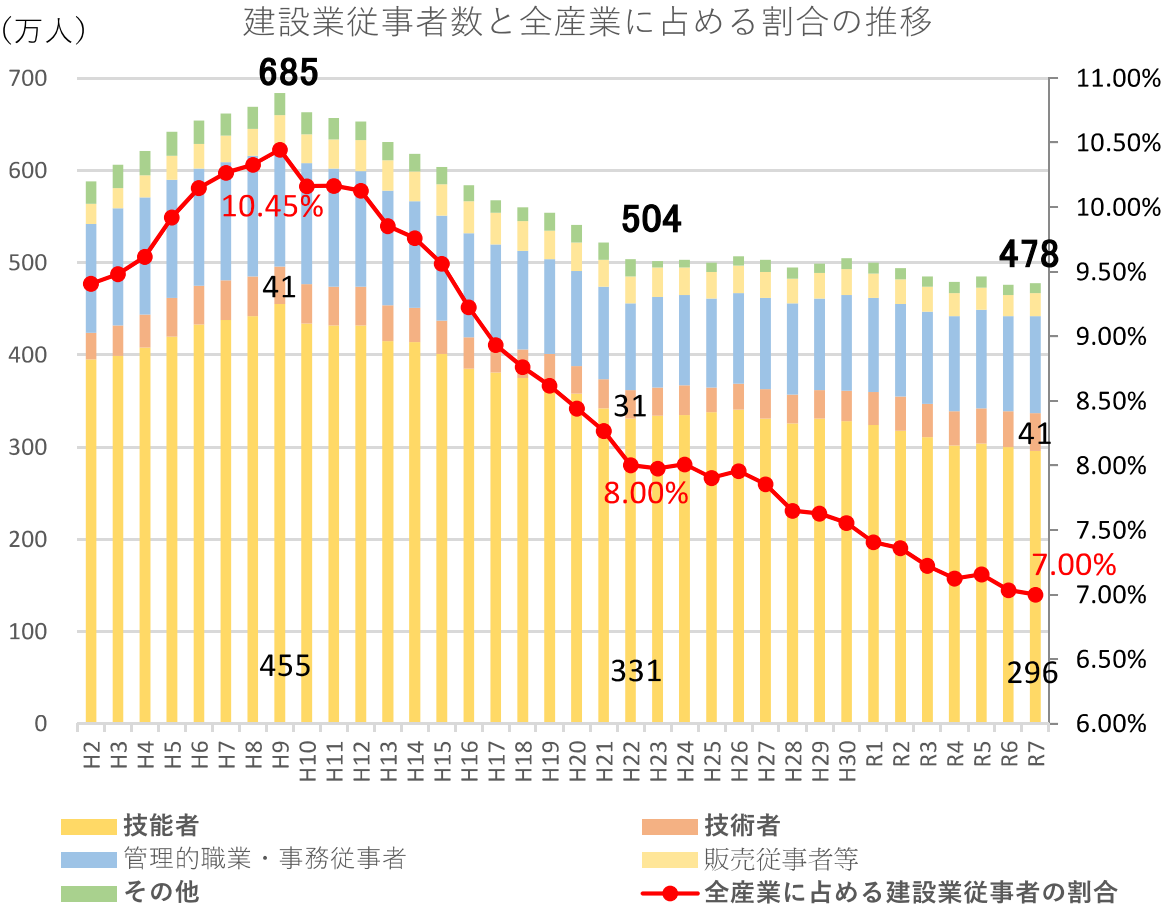
香川・徳島県境無名橋
(鋼2径間単純トラス橋)の
落橋(2007年)

建設業就業者の現状

技能者等の推移

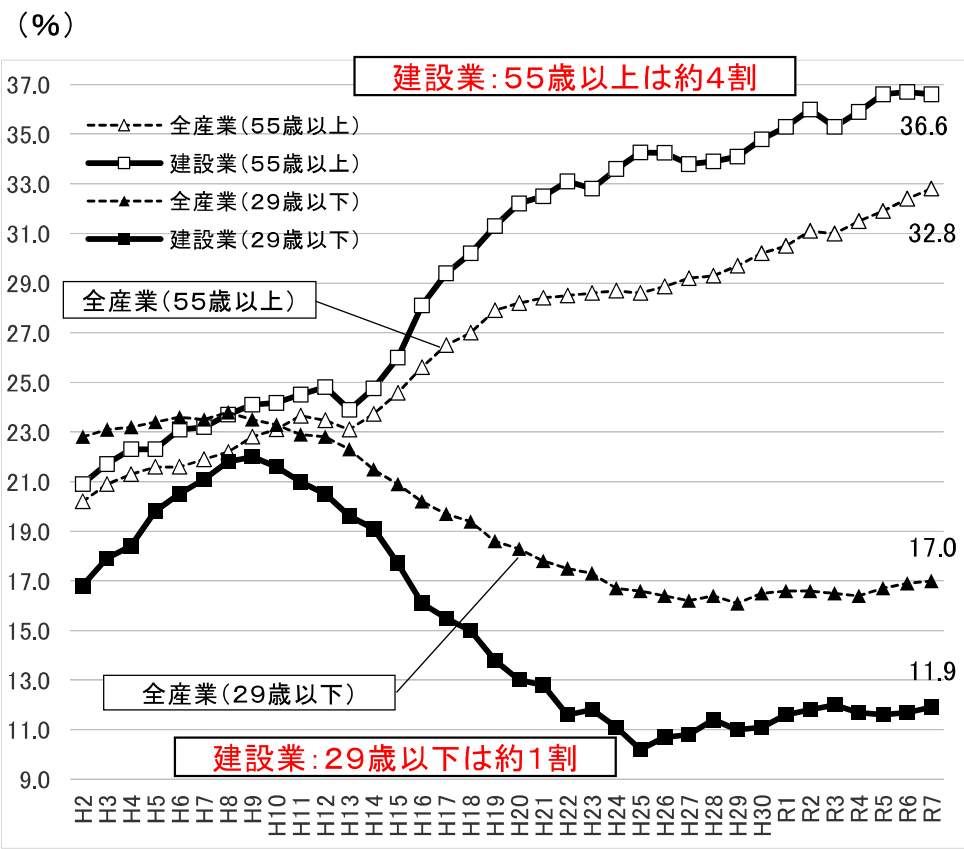
＜就業者数ピーク＞ ＜建設投資ボトム＞ ＜最新＞

- 建設業就業者： 685万人(H9) → 504万人(H22) → 478万人(R7)
- 技術者 ： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 41万人(R7)
- 技能者 ： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 296万人(R7)



建設業就業者の高齢化の進行

○建設業就業者は、55歳以上が36.6%、29歳以下が11.9%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。

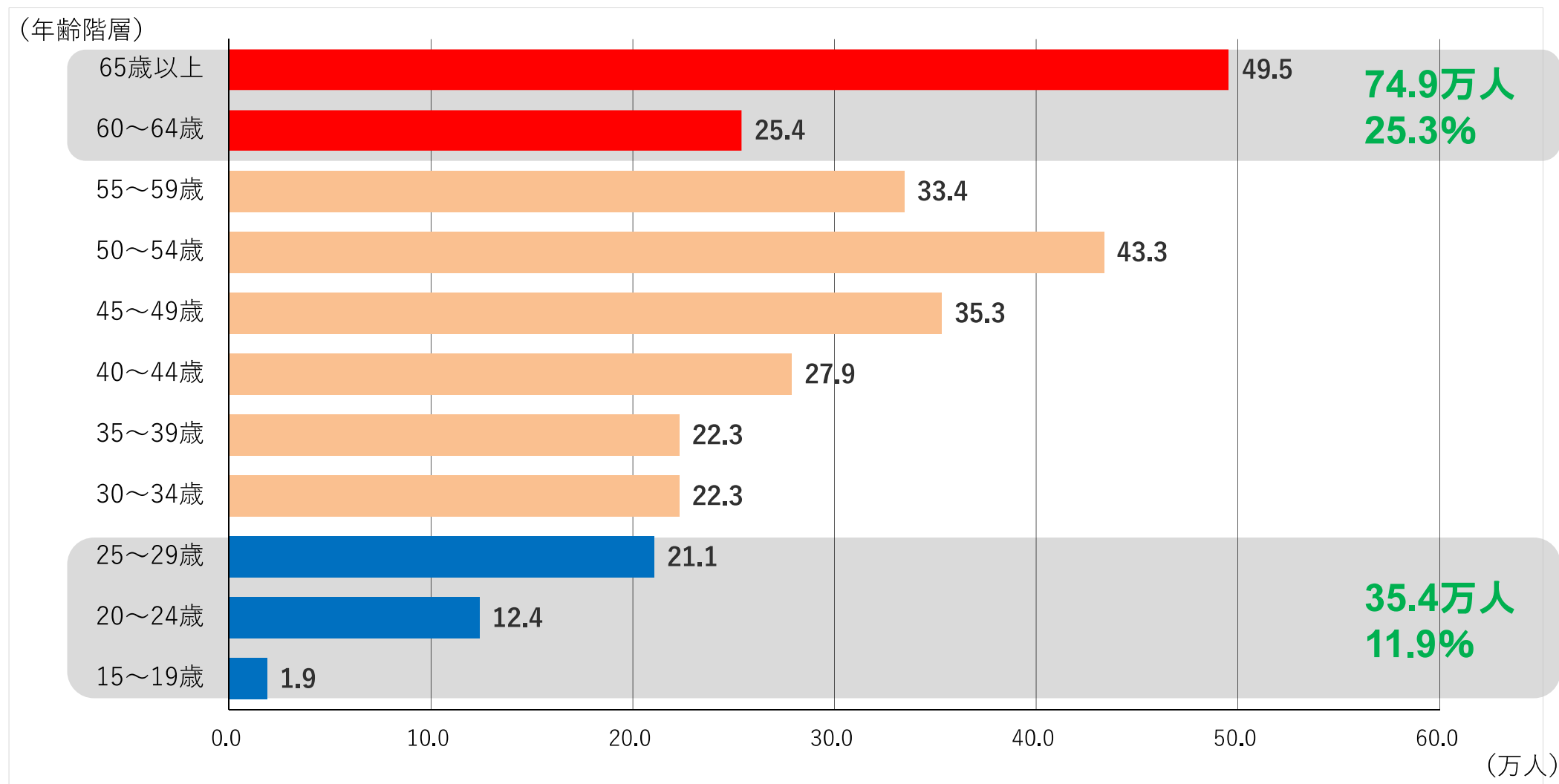


年齢階層別の建設技能者数

○60歳以上の技能者は全体の約4分の1(25.3%)を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。

○これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約12%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。

➡ **担い手の処遇改善、働き方改革、生産性向上**を一体として進めることが必要



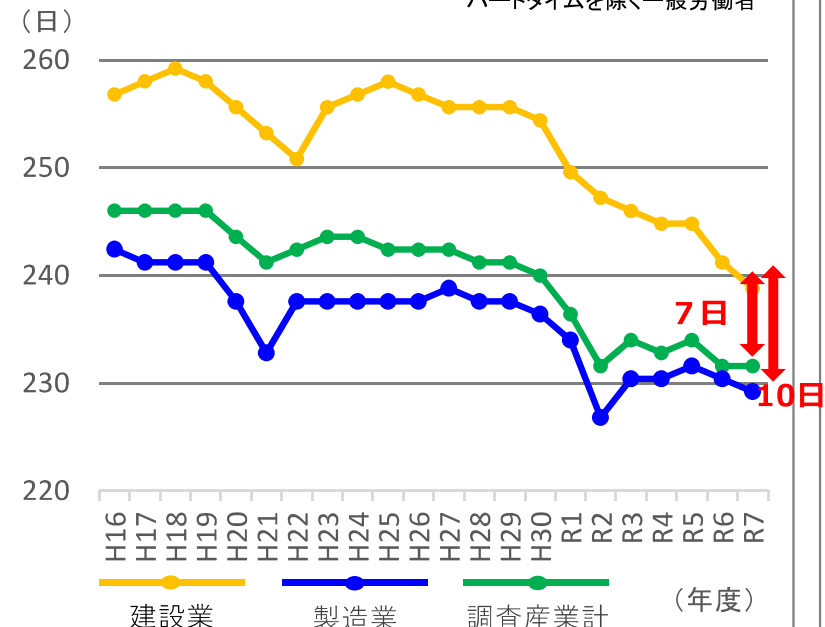
出典:総務省「労働力調査」(令和7年平均)をもとに国土交通省で作成※

(※ グラフ上の数値は、記載単位未満の位で四捨五入してあるため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない)

建設産業における働き方の現状

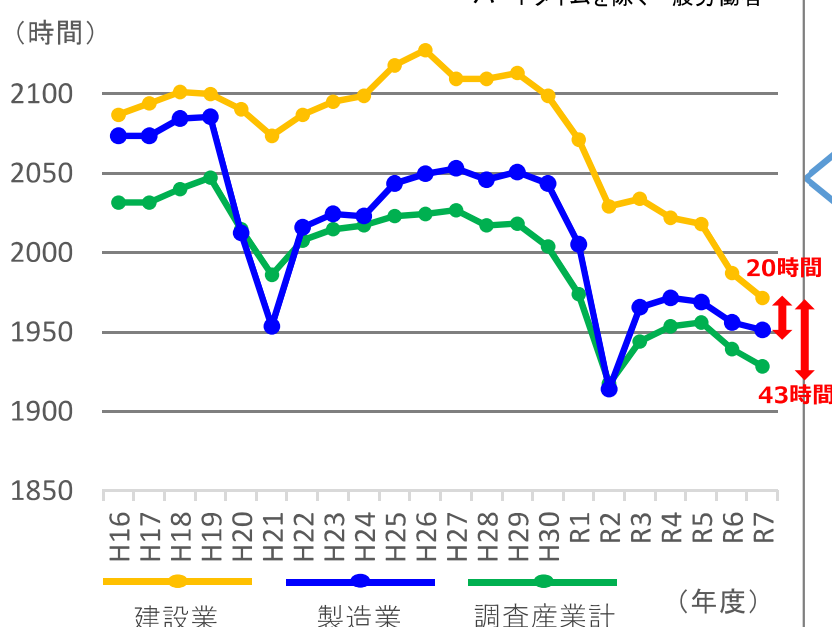
産業別年間出勤日数

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



産業別年間実労働時間

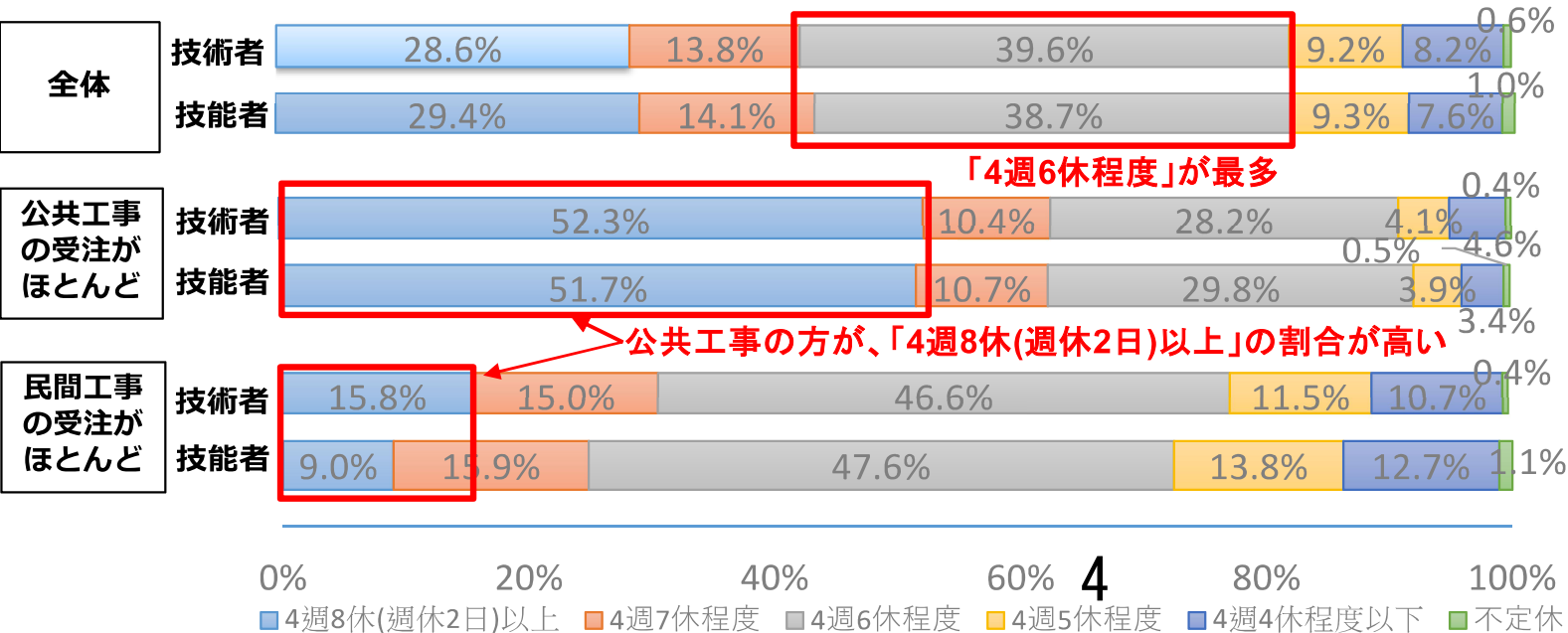
○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



建設業について、年間の出勤日数は全産業と比べて7日多い。また、年間の総実労働時間は全産業と比べて43時間長い。

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」
年度報より国土交通省作成

建設業における平均的な休日の取得状況



技術者・技能者ともに4週8休(週休2日)の確保ができていない場合が多い。

出典：国土交通省「令和6年度 適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」

建設業における時間外労働規制の見直し(働き方改革関連法)

(参考)

- 労働基準法の改正により、時間外労働規制を見直し
 - 違反した場合、使用者に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
 - 大手企業は平成31年4月から、中小企業は令和2年4月から適用
- ⇒建設業は令和6年4月から適用

	「労働基準法」 (平成30年 6 月改正) 罰則：使用者に 6 か月以下の懲役又は 3 0 万円以下の罰金
原則	法定労働時間 (1 日 8 時間・1 週間40時間まで) 36協定を結んだ場合、法定労働時間を超えて協定で定めた時間まで時間外労働可能 ※災害その他避けることができない事由によって、臨時の必要がある場合には、 労基署長の許可を受ければ、時間外労働可能(労基法33条)
3 6 協定の 限度	【時間外労働の上限規制】 原則：①月45時間 かつ ②年360時間 (月平均30時間) 例外：臨時的な特別な事情があって労使が合意する場合 (特別条項) でも 上回ることをできない上限を設定 ・ 年 720時間 (= 月平均 6 0 時間) → 年 720時間の範囲内で、<u>一時的に事務量が増加する場合にも上回ることを 出来ない上限を設定</u> a. 2～6ヶ月の平均でいずれも 80時間以内 (休日労働を含む) b. 単月 100時間未満 (休日労働を含む) c. 原則 (月 45時間) を上5回る月は年 6 回を上限 建設業においては、 災害の復旧・復興の 事業には、a及びbは 適用されません。 (労基法 1 3 9 条)

工期に関する基準 改正の概要（令和6年3月）

- 「工期に関する基準」は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である（令和2年7月作成）。
- 令和6年4月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、同年3月に同基準を改定。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
- (3) **建設工事の請負契約及び工期に関する考え方**
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) **工期設定における受発注者の責務**

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| (1) 自然要因 | (6) 関係者との調整 |
| (2) 休日・法定外労働時間 | (7) 行政への申請 |
| (3) イベント | (8) 労働・安全衛生 |
| (4) 制約条件 | (9) 工期変更 |
| (5) 契約方式 | (10) その他 |

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) **準備**
- (2) 施工
- (3) 後片付け

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産
- (2) 鉄道
- (3) 電力
- (4) ガス

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について（優良事例集）

第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
- (2) **建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応**
- (3) 基準の見直し

・本基準を踏まえた適正な工期設定は、契約変更でも必要。

- ・受発注者間のパートナーシップ構築が各々の事業継続上重要。
- ・受注者は、契約締結の際、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りを提出するよう努める。
- ・発注者※は、受注者や下請負人が時間外労働規制を遵守できる工期設定に協力し、規制違反を助長しないよう十分留意する。
- ・発注者※は、受注者から、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りが提出された場合、内容を確認し、尊重する。
※下請契約における注文者も同じ

- ・自然要因(猛暑日)における不稼働を考慮して工期設定。
- ・十分な工期確保や交代勤務制の実施に必要な経費は請負代金の額に反映する。
- ・勤務間インターバル制度は、安全・健康の確保に有効。

・会社指揮下における現場までの移動時間や、運送業者が物品納入に要する時間も労働時間に含まれ、適切に考慮して工期を設定。

・資材の納入遅延や高騰は、サプライチェーン全体で転嫁する必要。

・各業界団体の取組事例等を更新。



**建設工事における猛暑対策事例集
(令和7年12月)**

<https://www.mlit.go.jp/about/nettyuu.html>



1-1 猛暑期間を回避した工事発注

猛暑日を考慮した工期設定(工期に関する基準)【制度】

- 「工期に関する基準」は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者(下請負人を含む)が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である(令和2年7月作成)
- 令和6年4月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、同年3月に改定

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
- (3) **建設工事の請負契約及び工期に関する考え方**
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) **工期設定における受発注者の責務**

- ・受注者は、契約締結の際、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りを提出するよう努める。
- ・発注者※は、受注者や下請負人が時間外労働規制を遵守できる工期設定に協力し、規制違反を助長しないよう十分留意する。

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) **自然要因**
- (2) **休日・法定外労働時間**
- (3) イベント
- (4) 制約条件
- (5) 契約方式
- (6) 関係者との調整
- (7) 行政への申請
- (8) **労働・安全衛生**
- (9) 工期変更
- (10) その他

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) 準備
- (2) 施工
- (3) 後片付け

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産
- (2) 鉄道
- (3) 電力
- (4) ガス

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について (優良事例集)

第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
- (2) 建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応
- (3) 基準の見直し

- ・自然要因における不稼働を考慮して工期設定。
- 【考慮すべき自然要因の例】
 - 降雨日・降雪日
 - **猛暑日**
 - 河川の出水期における作業制限
 - 寒冷・多雪地域における冬期休止期間 等
- ・十分な工期確保や交代勤務制の実施に必要な経費は請負代金の額に反映する。
- ・勤務間インターバル制度は、安全・健康の確保に有効。

1-1 猛暑期間を回避した工事発注

猛暑日を考慮した工期設定(直轄土木工事における適正な工期設定指針)【制度】

○令和5年度より、猛暑日を考慮した工期設定となるよう「工期設定指針」を改定するとともに、官積算で見込んでいる以上に猛暑日が確認された場合には、適切に工期変更を行うほか、その工期延長日数に応じて「工期延長に伴う増加費用の積算」で対応するよう、運用を改良

■猛暑日を考慮した工期設定

新たに、猛暑日日数(年毎のWBGT値31以上の時間を日数換算し、5か年平均したもの)を雨休率に加味し、工程(官積算)を設定。

$$\text{工期} = \text{実働日数} \times (1 + \text{雨休率}) + \text{準備期間} + \text{後片付け期間} + \text{その他作業不能日}$$

実働日数:
毎年度設定される歩掛の「作業日当たり標準作業量」から当該工事の数量を施工するのに必要な日数を算出

$$\text{雨休率} = (\text{休日数} + \text{天候等による作業不能日}) / \text{実働日数}$$

$$\text{天候等による作業不能日} = \text{降雨・降雪日日数} + \text{猛暑日日数}$$

$$\text{猛暑日日数} = \text{年毎のWBGT値31以上の時間} \times \text{※を日数換算し、平均した値(対象:5か年)}$$

※:8時~17時の間のデータを対象とする。

⇒ WBGT値31以上の時間は、環境省熱中症予防情報サイトに掲載されている最寄りの観測データ(8~17時を対象)を活用

■工期延長等に伴う増加費用の積算

工程(官積算)で見込んでいる猛暑日日数等の特記仕様書で明示するとともに、見込んでいる以上に猛暑日等があり、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、工期延長日数に応じて精算。

特記仕様書記載イメージ

「第〇条 工期」

1. 工期は、雨天、休日等181日間を見込み、契約の翌日から令和〇年〇月〇日までとする。なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。工期には、施工に必要な実働日数以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	40日間
後片付け期間	20日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率 = (休日数 + 天候等による作業不能日) / 実働日数	0.89
その他の作業不能日 (〇〇のため) (Rx.x.x~Rx.x.x)	〇日間

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日:46日間

ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数:12日間
(少数第1位を四捨五入(整数止め)し、日数換算した日数)

過去5か年(20xx年~20xx年)の気象庁(〇〇観測所)及び環境省(〇〇地点)のデータより年間の平均発生日数を算出

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程(官積算)で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

1-4 猛暑時間の施工回避

サマータイム・クールワークタイム

【静岡県】

○就業時間を前倒しする「サマータイム導入工事」の実施を推奨

【高知県】

○「高知県建設工事クールワークタイム実施要領」を策定し、夏季等における高温時間帯の作業を回避

■サマータイムの導入

受注者の取組・工夫

- ・熱中症リスクの低減および作業効率の向上、建設業界における働き方改革の推進等を目的に、事業者および地域の理解が得られた現場において、「サマータイム導入工事」の実施を推奨
- ・下田土木事務所において、サマータイムを導入した工事が7月18日より着工

【サマータイム導入工事の様子】



写真1 作業前のKYミーティング



写真2 作業状況

サマータイム導入工事の概要

○サマータイム実施期間

令和7年7月18日から9月26日

○サマータイム期間中の就業時間

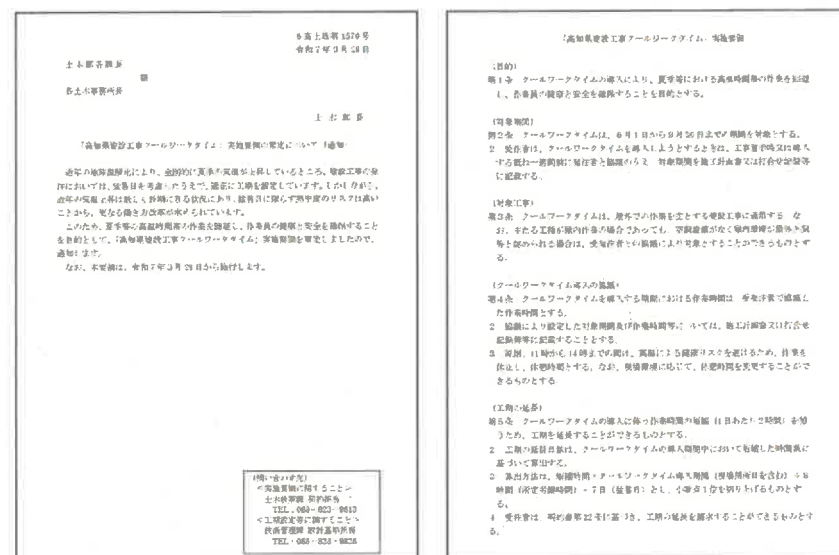
5:00～14:00(従来:8:00～17:00)

■クールワークタイムの導入

発注者の取組・工夫

- ・夏季等における高温時間帯の作業を回避し、作業員の健康と安全を確保することを目的に、「高知県建設工事クールワークタイム」実施要領を策定(令和7年3月28日より実施)
- ・屋外での作業を主とする建設工事に適用し、対象期間は6月1日から9月30日まで
- ・原則、11時から14時までを休憩時間とし、作業時間の短縮を補うための工期延長が可能

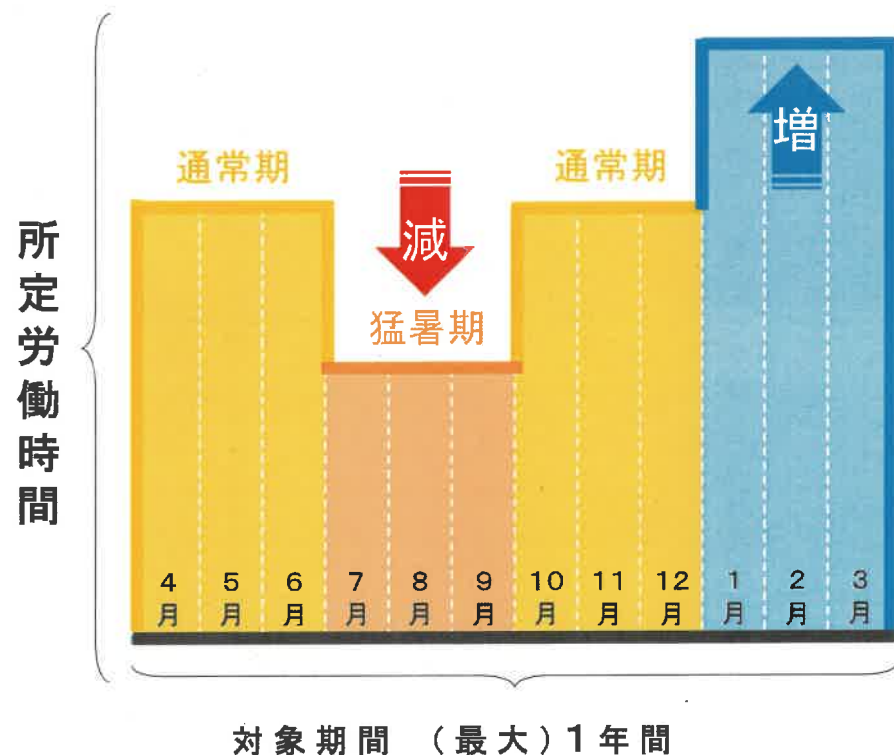
【クールワークタイム実施要領等】



変形労働時間制の活用による労働時間配分【制度】

- 特定の季節(夏季・冬季など)、特定の月で業務の繁閑が大きい場合には、1年単位の変形労働時間制を用いることが効果的
- 繁忙期の所定労働時間を長くする代わりに、閑散期の所定労働時間を短くするといったように、業務の繁閑に応じて、工夫しながら労働時間の配分を行い、労働時間の短縮を図る。導入に当たっては、就業規則への規定、労使協定の締結(届出)が必要

制度イメージ



概要

- 1年間を平均して、**1週40時間**となる範囲※で、**シフト作成のルールに則って**所定労働時間に凹凸をつけることができる。

※年間の所定労働時間を、**2,085時間**(法定労働時間の総枠)以内で設定することが必要。

- 1週40時間、1日8時間を超える労働時間を設定した場合には、その設定した時間を超えた労働が時間外労働となる。

※変形労働時間制では、1週、1日の法定労働時間又は所定労働時間を超えた労働や、法定労働時間の総枠を超えた労働について、割増賃金を支払うことが必要。

シフト作成のルール

- ① 労働日数は**年間280日**まで
- ② 連続労働日数は原則**6日**まで
- ③ (特に繁忙な場合は**12日**まで)
- ④ 労働時間は**1日10時間、1週52時間**まで
- ⑤ 労働時間が48時間を超える週は**連続3回**まで
- ⑥ 対象期間を3か月ごとに区分した各期間で、**1労働時間が48時間を超える週は3回**まで

現場環境改善(快適トイレ・トイレカー)

- 猛暑期間における現場作業の快適トイレにおいて、エアコンを配備
- トイレ使用中の熱中症リスクの低減に加え、休憩施設として短時間でのクールダウンにも活用

受注者の取組・工夫

- ・猛暑期間の建設現場のトイレは、高温多湿になりやすく、短時間の利用でも熱中症リスクが高まる。
- ・現場環境改善費を活用し、快適トイレ内にエアコンを配備。
- ・作業環境等により、設置型トイレの配備が難しい場合は、トイレカーを導入。

取組の効果

- ・働き方：熱中症、夏バテの予防等、作業者の健康管理・体調管理に寄与。
身体への負担やストレスが軽減され、集中力や安全意識の向上にも寄与。



快適トイレ外観



エアコン配備



トイレカー(エアコン標準装備)

「技能労働者安全モニタリングシステム」を活用した熱中症対策

- 技能労働者周辺の推定暑さ指数(WBGT)、脈拍、活動量から、熱中環境における熱ストレスレベルを“独自ロジック”により見える化
- 設定した熱ストレスレベルの閾値を超えるとアラート発報され、技能労働者本人・管理者に通知

受注者の取組・工夫

- ・熱ストレスの他、緊急通報機能、心拍センサ連携機能による技能労働者と管理者へのアラート通知も可能

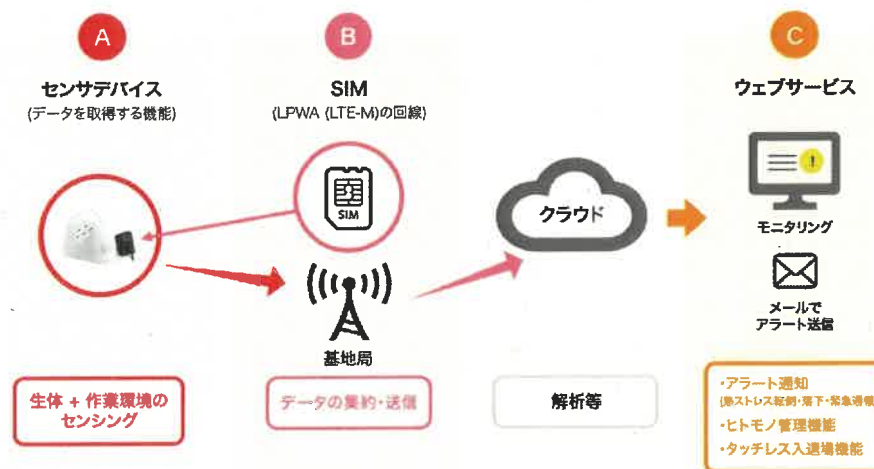
概要



酷暑下の作業現場における熱中症リスクの可視化

取組の効果

- ・ヘルメットに装着可能なセンサデバイスにより、技能労働者の生体情報と周囲の環境情報を計測し、現場監督者や事務所スタッフが**技能労働者の安全を遠隔から確認可能**



「技能労働者安全モニタリングシステム※」概要

※NETIS登録番号 KK-200053-A

留意点

- ・システムの過信による熱中症対策意識の低下

決められた時間に給水を促す給水サポーター

- 現場にて、作業場所単位や協力業者単位で給水サポーター(職員または職長)を任命
- 給水サポーターが技能者に給水時間を知らせ、給水させる

受注者の取組・工夫

- ・熱中症予防にはこまめな水分補給が重要
- ・給水サポーターが1時間ごと(9:00, 10:00, 11:00, 14:00, 15:00, 16:00)に給水させ、熱中症の防止を図る

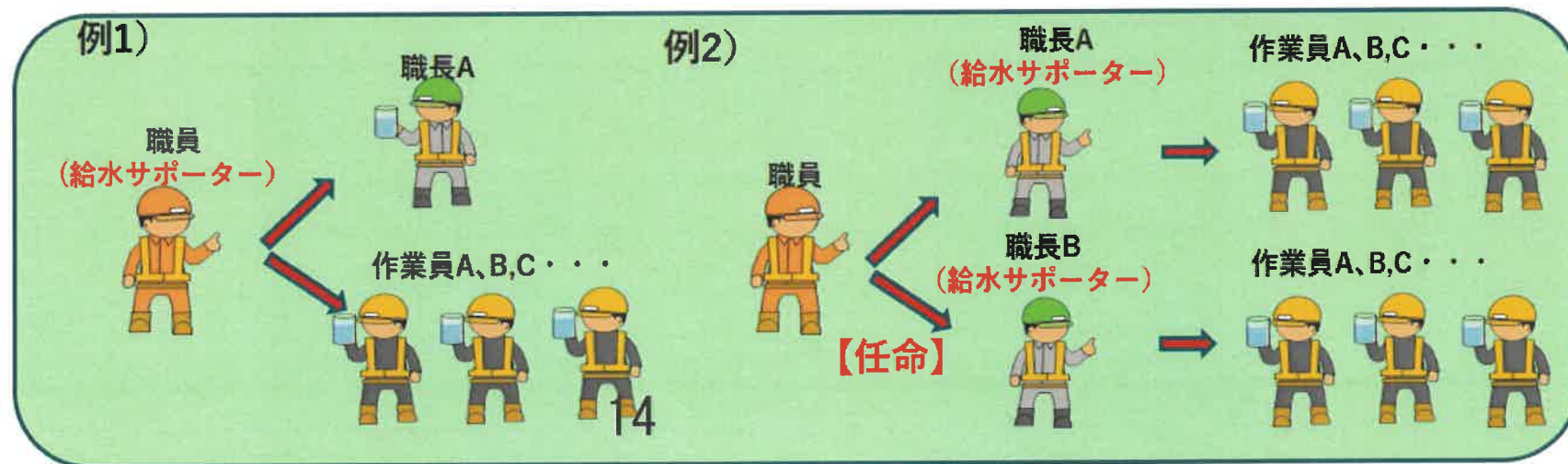
取組の効果

- ・作業に没頭することによる水分の補給し忘れを防ぐことができ、熱中症の予防につながる
- ・給水サポーターによる定時の技能者の体調チェックも可能

保安要員を給水サポーターに任命

飲料水、塩飴、保冷ボックス等を常備

給水カー⇒
現場作業車に飲料水、
塩飴、保冷ボックス等を
積載した給水カーを整
備し、適切な給水・塩分
チャージを促す



「かき氷キッチンカー」現場巡回の実施

- 全施工現場を対象に、キッチンカーが1現場につき1回巡回し、作業員へ無料でかき氷を提供
- 冷房休憩所との併用や時間帯調整など、現場環境に応じた運用工夫により、体温低下・休憩促進・雰囲気改善に寄与

受注者の取組・工夫

- ・夏季の猛暑対策として、かき氷キッチンカーを全現場に巡回(1現場につき1回)
- ・作業員の休憩時間に合わせて提供時間を調整
- ・冷房休憩所や日陰スペースと併用し、短時間でも体を冷やせる環境を整備
- ・複数シロップを用意し、リフレッシュ効果を高める工夫



取組の効果

- ・かき氷による深部体温の低下を体感
アイススラリーに近い冷たい食べ物により体内からのクールダウンが体感できた。
- ・休憩取得の促進
「かき氷の時間」を設けることで、忙しい作業員も積極的に休憩を取る雰囲気生まれ、休憩時間の質が向上した。
- ・現場の雰囲気向上、コミュニケーション活性化
現場全体に笑顔が広がり、協力会社を含めたコミュニケーションのきっかけとなった。現場からは「夏の楽しみになった」「気分がリセットされ作業に戻りやすい」といった好意的な声が多く寄せられた。
- ・熱中症対策に対する会社の姿勢が周知
暑さ対策に積極的に取り組むことを作業員に周知できた。

留意点

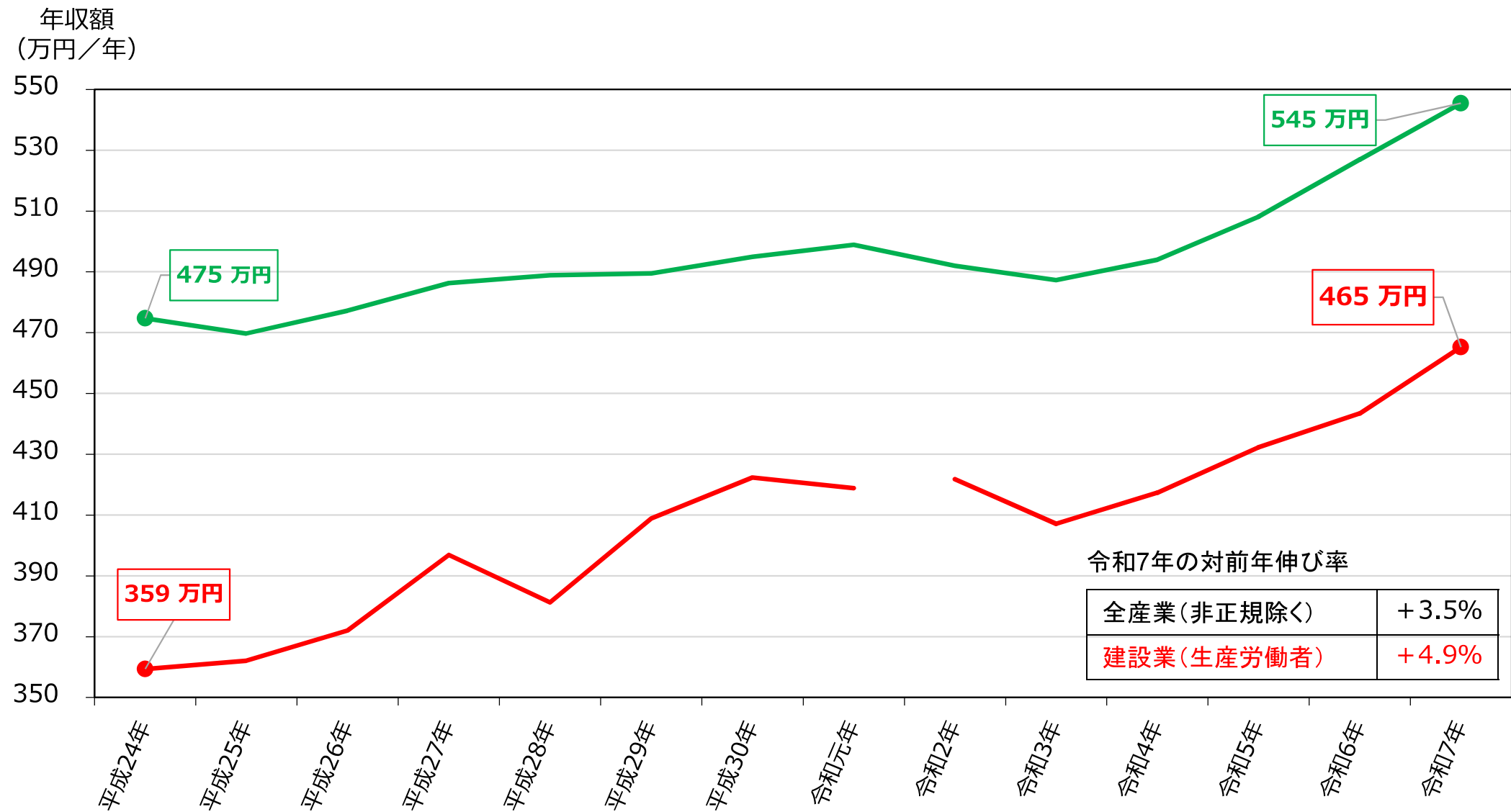
- ・キッチンカーのスケジュール調整と、現場ごとの駐車スペース・安全確保の事前確認が必要。
- ・天候や作業進捗により休憩時間が変動するため、現場監督との事前調整と当日の運用連絡を密に行う必要。
- ・冷たいものや甘いものが苦手な作業員のため、無理な摂取を避けるよう声掛けが必要。
- ・運用上の都合から各現場につき1回のみ巡回となるため、全員が利用できるよう時間帯の周知や誘導を丁寧に行う必要がある。

労務費に関する基準



内閣府

沖縄総合事務局



(出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)
※ 年収額＝所定内給与額×12＋年間賞与その他特別給与額
・ R2以降は「生産労働者」の区分が廃止されたため、建設業の「建設・採掘従事者」、「生産工程従事者」、「輸送・機械運転従事者」を加重平均して「生産労働者」の額を推計

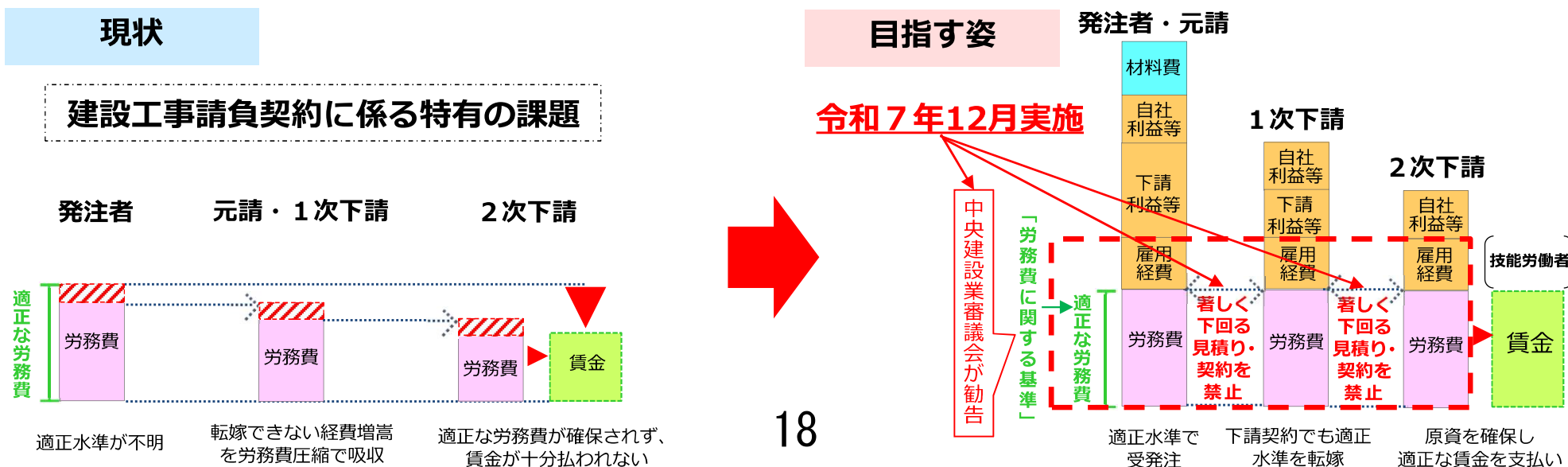
技能者の処遇改善に向けた新たなルールを導入

- 建設業者に対し、**労働者の知識、技能等の評価に基づき賃金支払い等を行うことを努力義務化**（建設業法25条の27）。
- 中央建設業審議会が「**労務費に関する基準**」を作成（同法34条）し、請負契約における適正な労務費の水準を明確化。
- 併せて、基準を**著しく下回る見積り・契約締結を禁止**（同法20条、19条の3）し、**違反した業者は指導・監督**（同法28条）、**発注者は勧告・公表**（同法20条）の対象。



これらの措置により、**適正な労務費**が、公共工事・民間工事を問わず、受発注者間、元請-下請間、下請間の**すべての段階において確保**され、**技能者の賃金として支払われる**ようにする。

労務費確保 のイメージ



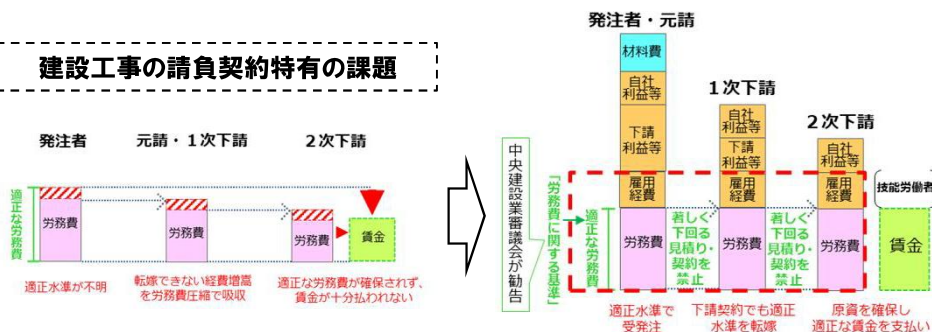
- 「労務費に関する基準」は、技能者の処遇改善により建設業を持続可能なものとするため、「通常必要と認められる労務費（＝適正な労務費）」を示すことにより、適正な労務費（賃金の原資）が、公共工事・民間工事にかかわらず、受発注者間、元請-下請間、下請間の全ての取引段階の請負契約において確保され、技能者に適正な賃金が支払われることを目指すものである。

「労務費に関する基準」の位置づけ

- 公共工事・民間工事を問わず、契約当事者間での価格交渉時に参照できる、「**建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費**」（＝適正な労務費）の相場観として作成。
- 個別の契約において確保されるべき労務費は個々の現場ごとに異なるため、**受注者は見積り時**（公共工事であれば入札時）に、**本基準の考え方に沿って適正に労務費等を見積り、価格交渉・決定することが必要**。
- 本基準の考え方に比して、著しく低い労務費等による受注者からの見積り、注文者からの見積り変更依頼、総価での原価割れ契約について、行政が指導・監督を行う際の参考指標としても活用。

労務費確保のイメージ

建設工事の請負契約特有の課題



「建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費（＝適正な労務費）」の考え方

- 技能者の賃金水準について、まずは早急に公共工事設計労務単価水準並とし、**他産業並以上への処遇改善を実現**することを目指す。
- この水準の賃金支払いに必要な原資を、公共工事・民間工事を通じて確保するため、「**適正な労務費**」を**公共工事設計労務単価を計算の基礎とした水準とする**。
(高い技能を持つ技能者が施工する必要がある場合等においては、受注者側が労務単価を割り増して見積り、価格交渉により必要な労務費を確保。)

通常必要と認められる労務費 ＝ 適正な労務費

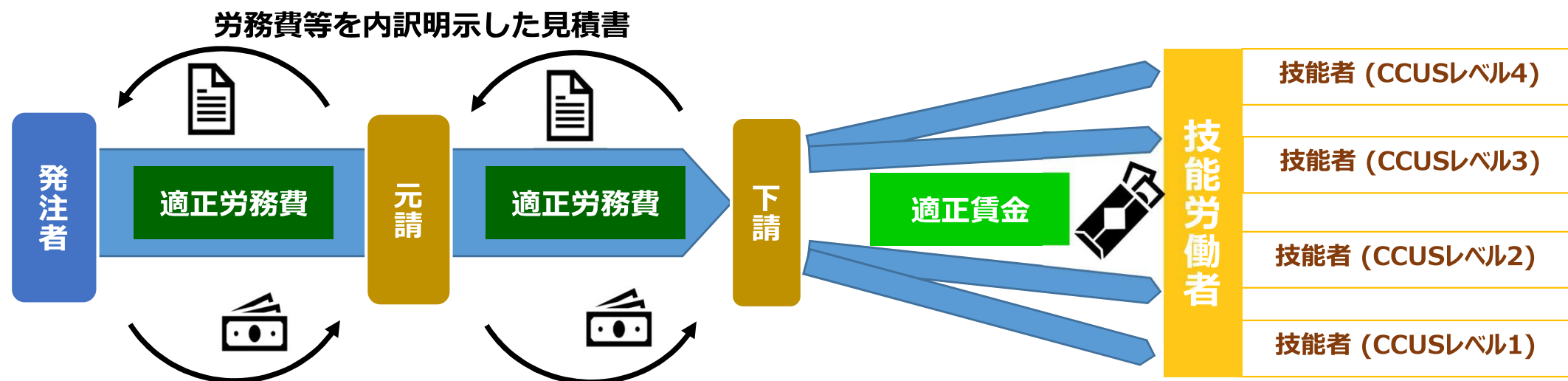
$$= \text{設計労務単価} \times \text{労働時間}$$

$$= \text{設計労務単価} \times \text{歩掛} \times \text{数量}$$

- 労務単価**については、**設計労務単価を下回る水準を設定しないこと**、**歩掛**については、当該工事の施工条件・作業内容等に照らして、**受注者として責任を持って施工できる水準を計算して設定**することが必要。
- 個々の請負契約における適正な労務費確保の円滑化のため**、別途、国土交通省が、職種分野別に、標準的な作業内容・施工条件等を前提とした場合の、本基準を踏まえた**適正な労務費の具体値を、「労務単価×歩掛」の「単位施工量当たり労務費」の形で「基準値」として公表**。

労務費に関する基準を軸とした適正賃金支払いの実現

- 「労務費に関する基準」により、公共工事・民間工事を問わず、下請取引を含めて **適正な労務費（賃金の原資）を確保**するとともに、「CCUSレベル別年収」による、個々の **技能者の経験・技能に応じた適正な賃金の支払い**を目指す。



労務費等を内訳明示した
見積の商慣行化

国・団体による様式例の提供等
を通じ見積書における労務費等
の内訳明示の商慣行化

技能者を大切にする
企業の自主宣言制度

適切に技能者を処遇する
優良事業者を見える化・
優先選定する仕組みを導入

コミットメント制度
の導入

請負契約の注文者が、受注者
の 適正な労務費・賃金支払い
を確認する仕組みを導入

CCUSレベル別年収
の支払い

技能者の技能・経験に応じた
設計労務単価水準の賃金として
CCUSレベル別年収を推進

建設キャリアアップシステム(CCUS)について

目的

技能者の処遇

人材確保

生産性向上

「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積し、技能・経験に応じた適切な処遇につなげようとするもの

技能者の技能・経験に応じた処遇改善を進めることで、①若い世代がキャリアパスの見通しをもて、②技能者を雇用し育成する企業に人が集まる建設業を目指す

また、社会保険加入の確認や施工体制の確認などの現場管理を効率化し、生産性向上を目指す

<建設キャリアアップシステムの概要>

技能者・事業者の登録

【技能者情報】

- ・本人情報
- ・保有資格
- ・社会保険加入 等



技能者にカードを交付

就業履歴の蓄積

工事情報を登録し、
カードリーダーを設置



技能者が現場入場の際に
カードタッチで履歴を蓄積



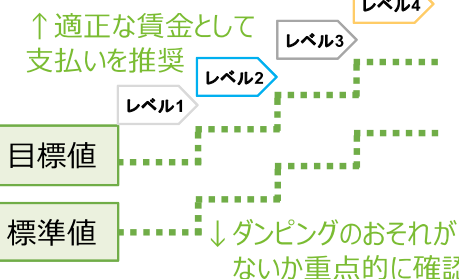
能力評価の実施

経験や資格に応じた
能力評価



経験・技能に応じた処遇

能力評価に応じた
適正な賃金支払い
(CCUSのレベルに応じた年収の
水準をブロック別、職種別に公表)



現場管理での活用

社会保険加入の確認、施工体制台帳の作成 など

CCUSレベル別年収の概要（令和8年4月改定）

- ◎建設キャリアアップシステム(CCUS)の能力評価に応じた賃金の実態を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として支払われた場合に考えられるレベル別年収を算出。
- ◎レベル別年収の試算の公表を通じて、技能者の経験に応じた処遇と、若い世代がキャリアパスの見通しを持てる産業を目指す。
- ◎目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値以上の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費ダンピングの恐れがないか重点的に確認する。

ブロック別（全分野）（年収）					本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払いを義務付けるものではない。				
	レベル1 （単位：万円） （標準値～目標値）	レベル2 （単位：万円） （標準値～目標値）	レベル3 （単位：万円） （標準値～目標値）	レベル4 （単位：万円） （標準値～目標値）					
全 国	395～535以上	444～599以上	472～664以上	572～754以上					
北 海 道	363～492以上	408～551以上	434～611以上	526～694以上					
東 北	417～565以上	469～632以上	498～701以上	604～797以上					
関 東	418～567以上	470～635以上	500～704以上	606～800以上					
北 陸	407～552以上	458～618以上	487～686以上	590～779以上					
中 部	416～565以上	468～632以上	498～701以上	603～796以上					
近 畿	386～524以上	435～587以上	462～651以上	560～739以上					
中 国	337～457以上	379～512以上	403～568以上	489～645以上					
四 国	362～491以上	408～550以上	433～610以上	525～693以上					
九州・沖縄	383～519以上	431～581以上	458～644以上	555～732以上					
参考①特殊作業員	416～563以上	468～631以上	490～692以上	603～792以上					
参考②普通作業員	350～473以上	393～530以上	412～581以上	506～665以上					

<算出条件> ・CCUSレベル別年収は、公共事業労務費調査（令和7年10月調査）の結果をもとに、CCUSの能力評価分野のレベル別に分析して作成
・労務費調査においてレベル評価されていない標本も経験年数と資格を基にレベルを推定（レベル1相当：5年未満、レベル2相当：5年以上10年未満、レベル3相当：10年以上又は一級技能士、レベル4相当：登録基幹技能者）
・労務費調査の各レベルの標本において、「目標値」の値は平均以上、「標準値」の値は下位15%程度の当該ブロックの年収相当として作成

能力評価分野	レベル1（単位：万円）		レベル2（単位：万円）		レベル3（単位：万円）		レベル4（単位：万円）	
	標準値	目標値	標準値	目標値	標準値	目標値	標準値	目標値
電気工事	342	490以上	395	553以上	435	662以上	511	716以上
橋梁	515	696以上	579	778以上	653	887以上	749	993以上
造園	367	504以上	395	552以上	412	605以上	500	662以上
コンクリート圧送	433	585以上	487	656以上	510	719以上	627	823以上
防水	437	591以上	492	661以上	554	753以上	636	843以上
トンネル	544	736以上	613	823以上	690	938以上	792	1050以上
建設塗装	403	552以上	456	619以上	512	713以上	590	792以上
左官	429	582以上	477	647以上	528	730以上	613	813以上
機械土工	439	594以上	494	665以上	517	730以上	636	835以上
海上起重	440	596以上	494	667以上	517	731以上	635	835以上
PC	474	644以上	528	716以上	584	808以上	679	900以上
鉄筋	420	568以上	473	635以上	532	723以上	611	810以上
圧接	420	568以上	473	635以上	532	723以上	611	810以上
型枠	412	557以上	464	623以上	523	710以上	600	795以上
配管	319	458以上	369	517以上	406	619以上	478	670以上
鳶・土工	417	564以上	470	631以上	529	719以上	607	805以上
切断穿孔	415	561以上	467	629以上	489	690以上	601	790以上
内装仕上工事	414	560以上	466	626以上	525	713以上	602	799以上
サッシ・カーテンウォール	502	679以上	565	759以上	637	865以上	731	969以上
エクステリア	466	633以上	519	704以上	574	794以上	667	884以上
建築板金	402	543以上	452	607以上	509	692以上	584	775以上
外壁仕上	391	536以上	443	600以上	497	692以上	573	769以上
ダクト	309	443以上	357	500以上	393	599以上	462	647以上
保温保冷	353	507以上	408	572以上	450	685以上	529	741以上

<注>

・ 労務費調査の各レベルの標本において、「目標値」の値は平均以上、「標準値」の値は下位15%程度の当該ブロックの年収相当として作成。

・ オレンジ着色部分は標本数が不足しているため年収を算定していないが、他地方ブロックの同分野のレベル別年収が参考となると考えられる。

・ CCUSの能力評価基準が未策定の職種の場合やCCUSの能力評価基準が策定済みの職種であっても対応する公共工事設計労務単価の職種が存在しない場合は年収を算定していないが、「特殊作業員」「普通作業員」の年収を参考値として示している。

24

能力評価分野	レベル1（単位：万円）		レベル2（単位：万円）		レベル3（単位：万円）		レベル4（単位：万円）	
	標準値	目標値	標準値	目標値	標準値	目標値	標準値	目標値
グラウト	447	605以上	501	677以上	525	743以上	645	848以上
冷凍空調	330	474以上	382	535以上	420	640以上	495	692以上
基礎ぐい工事	351	474以上	395	531以上	418	586以上	508	669以上
タイル張り								
消火設備	337	483以上	389	545以上	428	652以上	504	705以上
建築大工	404	546以上	455	611以上	512	696以上	588	779以上
ガラス工事	423	572以上	476	640以上	536	729以上	615	816以上
土工	415	561以上	467	629以上	489	690以上	601	790以上
ウレタン断熱	353	507以上	408	572以上	450	685以上	529	741以上
発破・破碎	434	587以上	489	658以上	518	726以上	630	828以上
建築測量	412	557以上	464	623以上	523	710以上	600	795以上
圧入	444	601以上	498	672以上	528	742以上	642	844以上
さく井	415	561以上	467	629以上	489	690以上	601	790以上
解体	402	543以上	452	608以上	479	671以上	582	766以上
計装工事	336	482以上	388	544以上	428	651以上	503	705以上
土質改良	358	484以上	401	542以上	420	595以上	517	679以上
潜函	624	843以上	702	943以上	791	1074以上	907	1203以上
住宅建築関連	370	507以上	419	568以上	470	654以上	542	727以上
石材施工	486	668以上	522	730以上	546	801以上	662	877以上
都市トンネル	544	736以上	613	823以上	690	938以上	792	1050以上
道路等法面保護工事	433	586以上	488	655以上	549	746以上	630	836以上
斜面防災	339	458以上	381	513以上	404	567以上	491	646以上
参考①特殊作業員	415	561以上	467	629以上	489	690以上	601	790以上
参考②普通作業員	331	447以上	372	501以上	390	550以上	479	629以上
全職種平均	383	519以上	431	581以上	458	644以上	555	732以上

<注>

25

- 労務費調査の各レベルの標本において、「目標値」の値は平均以上、「標準値」の値は下位15%程度の当該ブロックの年収相当として作成。
- オレンジ着色部分は標本数が不足しているため年収を算定していないが、他地方ブロックの同分野のレベル別年収が参考となると考えられる。
- CCUSの能力評価基準が未策定の職種の場合やCCUSの能力評価基準が策定済みの職種であっても対応する公共工事設計労務単価の職種が存在しない場合は年収を算定していないが、「特殊作業員」「普通作業員」の年収を参考値として示している。

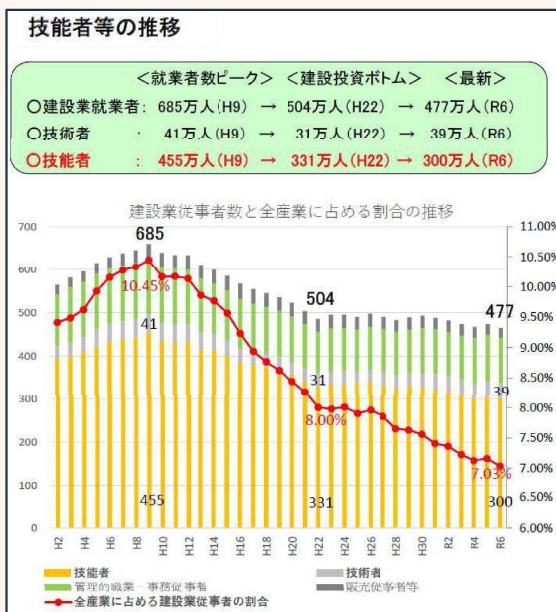
建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度について

建設技能者を大切にする企業の自主宣言とは

制度目的

建設業への技能者の減少が続く中、技能者を大切にし、処遇改善に積極的に取り組もうとする事業者がその旨を宣言することにより就業者に選ばれることなどにより、処遇改善の取組が持続的に行われることとなる枠組みを作ることを目的としている。

制度背景



建設業は国民生活や社会経済活動を支える極めて重要な役割を担っている。

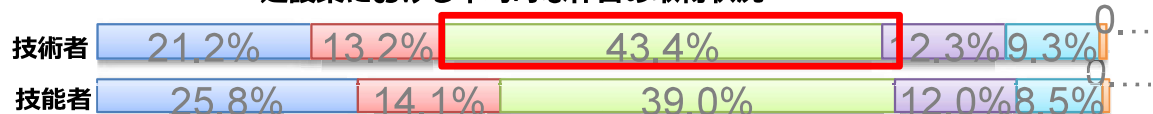
一方、人口減少や厳しい就労条件を背景として就業者の減少や高齢化、特に技能者の減少が続いており、建設業がその重要な役割を将来にわたって果たし続けられるよう取組を強化することが急務となっている。

こうした状況を踏まえ、国土交通省においては、令和6年7月に「建設キャリアアップシステム利用拡大に向けた3か年計画」を策定し、改正建設業法に基づく取組とCCUSを活用した取組を一体として、技能者の処遇改善を図る方向性を示した。

この方向性に沿って処遇改善に取り組む企業が評価され、サプライチェーン全体で処遇改善に取り組むようになるための枠組みとして、「建設技能者を大切にする企業の自主宣言」が創設された。

4週8休(週休2日)を確保できない労働環境

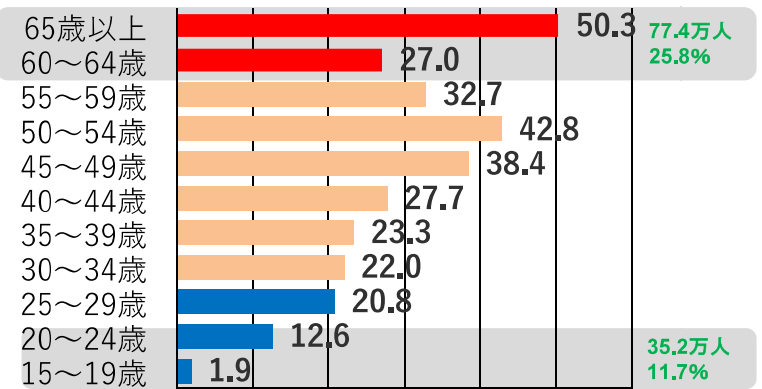
建設業における平均的な休日の取得状況



「4週6休程度」が最多

建設技能者の高齢化

年齢階層別の建設技能者数



0.0 10.0 20.0 30.0 40.0 50.0 60.0 (万人)

出典: 総務省「労働力調査」(令和6年平均)

「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」ポータルサイト



建設技能者を大切にする企業の自主宣言【愛称】職人いきいき宣言

マイページにログイン

お問い合わせ

宣言企業：5561社

取組開始企業数：4153社

建設技能者を大切にする企業の
自主宣言制度・メリット

🏠 宣言の申請

🔍 宣言企業検索

👤 よくあるご質問

📢 お知らせ



現場いきいき、
職人いきいき宣言
はじまります！

お知らせ

一覧をみる

[2026-07-09]

お知らせ

システムメンテナンスのため、2026年7月28日（火）0:00～5:00の間システムを停止いたします

NEW

[2026-07-01]

お知らせ

「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」が経営事項審査の加点対象となりました

NEW

[2025-12-12]

お知らせ

建設技能者を大切にする企業の自主宣言の申請受付を開始しました

建設技能者を大切にする企業の自主宣言への参加方法について

参加することの効果

宣言企業は、**シンボルマークを使用可能**とし、企業一覧をHPで公表。また、宣言企業に対して、**経営事項審査における加点等のインセンティブを講じることを検討を行っている**。これらを通じて

- ・建設技能者を大切に、処遇改善に積極的に取り組もうとする事業者として評価され、**就業者に選ばれる**。
- ・事業活動に必要な就業者を安定的に確保
- ・発注者からエンドユーザーに至るまで**サプライチェーンの中で適切に評価される**。

自主宣言への参加の流れ

01 自主宣言の立場の選択

自主宣言は以下の立場で行うことができます。
①元請事業者、②下請事業者、③発注者どの立場で宣言を行うか選択してください。

02 必須項目の検討

宣言する立場により必須項目内容が異なりますので、立場に応じた検討をお願いいたします。

「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の必須項目（一部抜粋）

元請事業者	下請事業者	発注者
労務費確保・賃金支払い等のための取組 ・技能者の適切な処遇を確保するための取組を行うこと 等	労務費確保・賃金支払い等のための取組 ・技能者の適切な処遇を確保するための取組を行うこと 等	労務費確保・賃金支払い等のための取組 ・元請事業者から提出される労務費、材料費等の内訳が明示された見積書の内容を考慮・尊重すること
CCUS の活用 ・全ての現場において、CCUSを利用する全ての技能者が就業履歴を蓄積するよう、必要な環境整備や履歴蓄積の促進に取り組むこと。 等	CCUS の活用 ・雇用する全ての技能者について、詳細型の技能者登録を行うこと	
宣言企業との取引優先 ・取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮すること。	宣言企業との取引優先 ・取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮すること。	宣言企業との取引優先 ・取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮すること。

※自主宣言への詳しい参加方法等については、ポータルサイトをご参照ください。

○申請ポータルサイト: <https://jishusengen.mlit.go.jp>

令和7年12月12日(金)より申請受け受け開始



駆け込みホットラインについて



内閣府

沖縄総合事務局

建設業法違反通報窓口「駆け込みホットライン」

あなたの周りに 建設業法違反はありませんか？



365日、24時間、いつでも、どこからでも
情報収集フォームから違反情報の提供が可能です！

提供者に不利益が生じないように情報を取り扱います

⚠ 建設業法以外の内容に関する通報が増えております

「建設業相談窓口ナビ」にて建設業法違反のおそれがある取引行為かご確認ください。



まずはチェック！

建設業相談窓口ナビ

[https://ttzk.graffer.jp/mlit-kensetsugyo/
support-navi](https://ttzk.graffer.jp/mlit-kensetsugyo/support-navi)



駆け込みホットライン
情報収集フォーム

[https://www.mlit.go.jp/form/index.php
?f=kakekomi-hl.html](https://www.mlit.go.jp/form/index.php?f=kakekomi-hl.html)

スマホ等
で可能

情報収集フォームからの提供が難しい場合は、引き続き管内の地方整備局等にて電話（0570-018-240）による通報を受け付けております。
ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。
受付時間は、10:00～12:00、13:30～17:00（土日・祝祭日・閉庁日を除く）